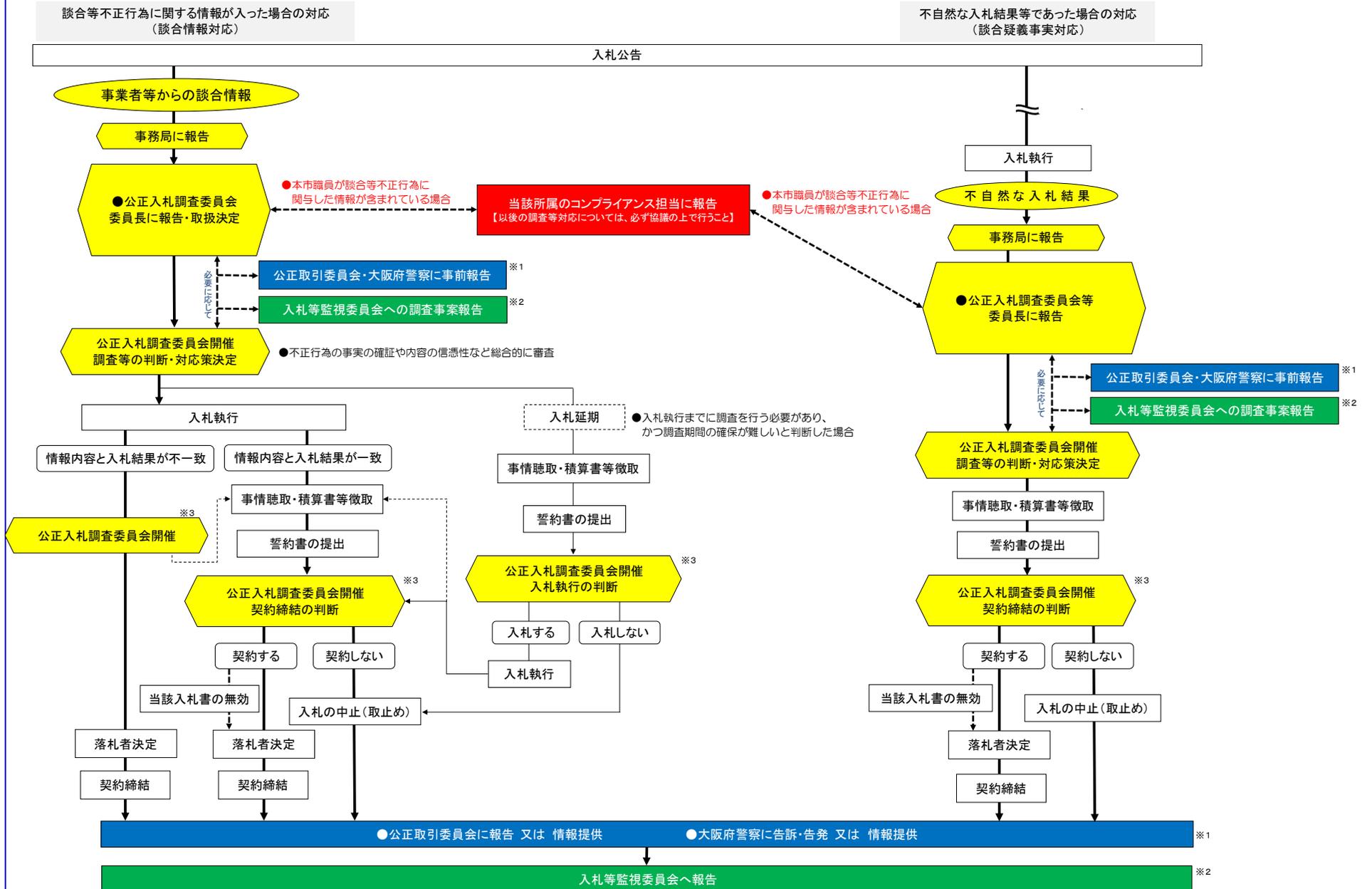


# 大阪市談合情報等対応マニュアル・基本フロー



※1 各関係機関への報告等は事務局が行う。  
 ※2 入札等監視委員会への報告等は事務局が行う。  
 ※3 委員長が必要と認めるときは、必要に応じて入札等監視委員会に対し意見を求めることができる。